

薬生食監発 0705 第 2 号
令和元年 7 月 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」に関する疑義について

標記については、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」（平成 2 年 5 月 2 4 日付け衛乳第 35 号）により通知しているところですが、同要綱別添 1 第 2 の 2（2）アに規定するドライ・ランディングゾーンに関する疑義について下記のとおり照会があり、回答しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

（疑義）

次の設備をドライ・ランディングゾーンと解してよいか。

とさつペンから落下した牛体を可動式の台で受け、牛体を吊り上げる際に、当該台が放血区域外に移動し、放血時の血液で汚染されない構造とした設備。

（回答）

貴見のとおり取り扱って差し支えない。